明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四）　一
〔告　示〕
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一～六）　三
○届出事業者の住所を変更した件（同七）　四
○少数生産車の型式を承認した件（同八～一一）　四
〔官庁報告〕
財　政
今後目指すべき地方財政の姿と令和二年度の地方財政への対応についての意見（総務省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
税理士登録者・登録抹消関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省　令

○厚生労働省令第四号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第一条の二）	第一章　総則（第一条）
第一章の二　医療に関する選択の支援等（第一条の二―第一条の十）	第一章の二　医療に関する選択の支援等（第一条の二―第一条の十）
第一章の三～第七章　（略）	第一章の三～第七章　（略）
附則	附則
第一条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。	**第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。
一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（第九条第三項第三号において同じ。）	一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（第九条第二項第三号において同じ。）
二　老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（第九条第三項第四号において同じ。）	二　老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（第九条第二項第四号において同じ。）
三　老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（第九条第三項第五号において同じ。）	三　老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（第九条第二項第五号において同じ。）
四・五　（略）	四・五　（略）
（医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等）	（新設）
第一条の二　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める区域は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域（法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたものとする。	